

岐阜市立岐阜清流中学校部活動規約

第1章 目 標

第1条【目標】

本校の部活動は、学校の教育目標の一つである「志高く」の具現をめざす中で、体力づくりに励むなど運動や文化の生活化を図ること、更には生産や奉仕を尊ぶ心を育成することを目標とする。

第2条【方針】

部活動の教育的な意義を十分認識し、生徒の自主的・実践的な活動の充実を図るために、運動や文化に親しむ場所や時間を位置付け、保護者の協力を得ながら全教職員で指導に当たる。

第2章 部の設置

第3条 本校には、次の部活動を置く。

運動系…野球，陸上，サッカー，ソフトテニス，バスケットボール(男・女)，
バレーボール(男・女)，卓球，剣道

文化系…吹奏楽，美術

第4条【新設】

新しく部を設ける場合は、次の条件を満たしたものを校長が承認する。

- 1 指導者（本校教職員）が、1名以上つくことができること。
- 2 参加生徒が10名以上あることを原則とするが、活動や大会への参加が可能な場合、その生徒数を下回っても設置できる。
- 3 学校教育の立場から、教育的価値があると校長が判断したとき。

第5条【廃止】

指導が著しく困難な場合（参加生徒の減少、校地など活動場所の減少、生徒指導上の問題等）は、校長の決定により部を廃止することができる。

第3章 指導者

第6条【顧問】

顧問は、本校教職員が担当し、各部とも1名以上（できる限り複数）の顧問を置き、指導・管理にあたる。

第7条【顧問の決定】

顧問は、校内組織に位置付け、全教諭がいずれかの部に属する。

第8条【部活動担当の社会人指導者】

各部は、顧問の補佐として技術指導にあたる社会人指導者をつけることができる。また、非常勤講師は、顧問会の具申により校長が人選し、岐阜市教育委員会が任命する。

第4章 運 営

第9条 学校教育活動の一環として、円滑な活動と一貫した指導ができるように、次の会を置く。

- 1 顧問会…各部の代表顧問で構成し、部活動担当を議長として活動上の諸問題について協議する。
- 2 部会…各部に参加する生徒で構成し、顧問・部長（生徒）が中心となり、活動内容等必要事項について協議する。
- 3 部長会…各部の部長で構成し、部活動の諸問題について協議する。学校からの指導を各部に伝える。
- 4 保護者会…学期始めに総会・各部会を開き、学校の運営方針、各部の年間計画、保護者会会長の決定、約束事項の伝達・協議等を行う。

第5章 活動及び活動時間

第10条 主体的、能率的かつ安全に練習・大会参加ができるよう、年間・月間の活動計画を作成する。

第11条 活動については、顧問が指導につくことを原則とする。

第12条 月曜日・校内研究日・職員会日・校外研修日等、指導できない場合には活動しない。

第13条 土・日曜日の活動については、顧問が必要と認められるときのみ活動を行ってもよい。ただし、自転車で登校する者は、必ずヘルメットを着用する。

また、大会前を除き、土日どちらかを休養日とする。

第14条 原則として、家庭の日(第3日曜日)及び土曜日・日曜日のいずれか1日を休日とする。ただし、やむを得ず活動した場合、他の休日に休みをとり調整を図る。

第15条 朝練習は自主参加を原則とする。(7:30~8:00) ただし実力テストの時には行わない。また、感染症の流行など、安全上の理由で活動に適さない状況の際にも行わない。

第16条 下校時間は次のとおりとする。

月	下校時刻	月	下校時刻	月	下校時刻
4月	17:30	8月	17:30	12月	16:30
5月		9月		1月	
6月		10月	17:00	2月	17:00
7月		11月	16:30	3月	

※ 休業日の下校時間…4~10月、2~3月は、17:00

11~1月については、16:30とする。

第17条 定期テスト開始一週間前から、テスト終了前日までは、部活動を停止し、学習に専念する。

※ただし、大会一週間前については、顧問の指導のもと会議がない時のみ活動できる。活動時間は下校時間を守るものとする。その際部活動特別活動届を提出する。いかなる時も下校時間を超えて部活動は行わない。

第18条 【長期休業中に於ける部活動】

- 1 長期休業中に於ける活動については、練習計画を一覧表にまとめ、職員、生徒、保護者に配布する。
- 2 生徒の健康管理を十分に考慮し、一週間に1日ないし2日の休みをとる。

第19条 【部室の使用】

部室の使用は、別に定める規定に基づき、顧問・部長が責任をもって管理する。

第20条【服装】

- 1 部活動時における服装は、学校指定の体操服またはユニホームを原則とする。ユニフォームについては、部活動で統一されたものやまとめて購入したものとする。
- 2 1以外を着用する場合は、顧問会の承認を得ること。
- 3 冬季部活動において、ウインドブレーカー類が必要な部は、生徒の経済的負担を十分考慮して購入すること。個人で購入の場合は中着の規定に準ずる

第21条【施設・設備】

施設・設備はできる限り有効に使用し、後片付け・清掃・施錠まで各部において責任を持って行うこと。

第6章 入退部の手続き

第22条 「入部申込書」は各学年とも年度始めに、保護者の承認のもと、定められた用紙にて学級担任を通じ顧問に提出をし、校長の承認をもって成立する。

第23条 1年生については、部活動説明会、仮入部の機会を設け、3年間同一の部のできる限り活動するように指導し、「入部申込書」を提出させる。

第24条 転・退部の手続きは、学級担任、顧問と十分な話し合いをした上で、保護者が定められた用紙にて「転・退部届」を顧問に提出し、校長の承認を得て成立する

第25条 入部は希望制とする。

第7章 保護者会及び部費について

第26条 保護者会組織の任期は、9月1日～翌年8月31日までとする。

第27条 部活動費は各部の保護者会で決定する。ただし、PTA会計からの補助金を各部に配分し、保護者の経済的負担の軽減を図る。

第8章 傷害処置

第28条 活動中に生徒が傷害を受けた場合は、日本スポーツ振興センターによる給付を適用する。

第29条 指導者の事故の場合は、公務災害の認定を申請する。

第9章 活動上の留意点

第30条 練習内容は、全部員を対象とし、技術面や大会における勝敗だけではなく、部の規律・協調性・チームワーク等を考える。

第31条 礼儀・規律を大切にし、挨拶や適切な言葉づかいができるようにする。

第32条 先輩・後輩の温かい人間関係を築く。

第33条 3年生が部活を終えた後、卒部会を行う場合は、学校の施設を利用し、過度な催しをしないよう考慮する。

第34条 以上の規約に反する行為があり、著しく活動内容が悪い場合は、部全体又は該当の部活動を停止処分にする場合もある。